

国立研究開発法人産業技術総合研究所図書管理規程

制定 平成14年8月9日 14規程第13号

最終改正 令和5年10月1日 令05規程第20号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が保有する学術研究用資料（以下「図書」という。）の管理及び研究所の図書室の運営に必要な事項を定めることにより、研究所が保有する図書の効率的活用を図ることを目的とする。

(図書室の設置)

第2条 つくばセンター、中部センター及び関西センターに図書室を設置し、それらの名称、位置及び管理する組織を、別表のとおりとする。

2 別表の図書室の名称欄に掲げる図書室を、「産業技術総合研究所図書室」と総称することができる。

(図書運営連絡会議の設置)

第3条 研究所に、図書運営連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(連絡会議の任務)

第4条 連絡会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 第2条第1項に規定する図書室（以下「図書室」という。）の設置及び閉鎖に関する事項
- 二 図書室の運営方針に関する事項
- 三 理事長から図書の管理又は図書室の運営に係る諮問を特別に受けた場合にあっては、当該諮問事項に関する事項
- 四 図書の選定、管理又は図書室の運営に関し必要な事項

2 連絡会議は、図書の選定等に関する事項を第7条に定める図書検討委員会に諮問することができる。

(連絡会議の組織)

第5条 連絡会議は、議長及び委員若干名をもって組織する。

2 議長は、理事、上級執行役員又は執行役員のうちから理事長が指名する。

3 議長は、連絡会議の会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者とする。

- 一 理事、上級執行役員又は執行役員のうちから理事長が指名する者
- 二 企画本部副本部長
- 三 地質情報基盤センター長
- 四 図書室が置かれる研究拠点の所長のうちから理事長が指名する者
- 五 業務部長
- 六 その他理事長が必要があると認める者

5 前項第二号から第六号の委員は、議長の承認を受けて、その代理者を出席させることができる。

(連絡会議の運営等)

第6条 連絡会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 議長は、第4条第1項に掲げる事項を審議したときは、その結果を理事長に報告する。

3 連絡会議の事務は、業務部総務室が行う。

(図書検討委員会の設置)

第7条 連絡会議に、図書検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、連絡会議の諮問に応じ、又は必要があると認めるときは、図書の選定等に関する事項について審議する。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、企画本部副本部長とする。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員は、図書の選定及び管理又は図書室の管理に経験若しくは識見を有する者のうちから委員長が指名する。

5 委員会の委員は、委員長の承認を受けて、その代理者を出席させることができる。

6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(委員会の運営等)

第10条 委員会は、連絡会議の諮問に応じ、又は委員長が必要と認めたときに、委員長が適宜招集する。

2 委員長は、図書の選定等に関する事項について審議したときは、その結果を連絡会議に答申し、又は建議する。

3 委員会の事務は、業務部総務室が行う。

(雑則)

第11条 図書室の利用等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則（14規程第13号）

この規程は、平成14年8月9日から施行する。

附 則（16規程第33号・一部改正）

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（16規程第34号・一部改正）

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（17規程第79号・一部改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（20規程第27号・一部改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成20年7月11日から施行する。

(図書運営連絡会議運営要領の廃止)

2 図書運営連絡会議運営要領(17要領第57号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に、前項の規定による廃止前の図書運営連絡会議運営要領によりなされた審議、諮問その他の行為は、この規程中これに相当する規定がある場合には、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(22規程第20号・一部改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(22規程第72号・一部改正)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(24規程第44号・一部改正)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(26規程第71号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(27規程第30号・一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(27規程第69号・一部改正)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(27規程第106号・一部改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(28規程第25号・一部改正)

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(令01規程第9号・一部改正)

この規程は、令和元年7月10日から施行する。

附 則(令01規程第37号・一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(図書室利用要領の一部改正)

2 図書室利用要領(27要領第87号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(つくば中央第二事業所研究業務推進部、つくば中央第三事業所研究業務推進室、つくば中央第五事業所研究業務推進部、つくば中央第六事業所研究業務推進室、つくば中央第七事業所研究業務推進室、つくば東事業所研究業務推進室及びつくば西事業所研究業務推進部を除く。)」を削る。

附 則(令02規程第17号・一部改正)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令02規程第39号・一部改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第32号・一部改正）

この規程は、令和4年11月26日から施行する。

附 則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表

図書室の名称、位置及び管理する組織

研究拠点	図書室の名称	位置	管理する組織
つくばセンター	つくば中央図書室	茨城県つくば市東一丁目1番地1	業務部総務室、地質情報基盤センター
中部センター	中部センター図書室	愛知県名古屋市守山区桜坂四丁目205番地	中部センター業務室
関西センター	関西センター図書室	大阪府池田市緑丘1-8-31	関西センター業務室